平成３１年度前期
授業料免除及び徴収猶予について

平成３１年度の本科４・５年生と専攻科生対象

標記のことについて、下記のとおり授業料免除及び徴収猶予の申請を受け付けますので、**希望者は学生課学生係まで案内書類を取りに来てください。**

記

１．対 象 者：(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

① 授業料の納付期限前６月以内（新入生の場合は、入学前１年以内）に学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

２．提出書類：授業料免除申請書　又は　授業料徴収猶予申請書

３．提出期限：**平成３１年３月２９日（金）**

４．提 出 先：学生課学生係

５．備　　考：・申請書を提出した学生には、後日その他必要書類の提出について案内します。

・平成３０年１０月１日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。

平成３１年　１　月２８日

学　生　課　　学　生　係

掲示期間：３月２９日（金）まで